

令和元年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月6日提案分)

健康医療局

目 次

ページ

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 新旧対照表	1
-------------------------------	---

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）の煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸わされることをいう。</p> <p>（2）公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域並びに喫煙関連研究場所（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。）、喫煙専用室（法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。）、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条第1号に該当する施設を除く。）をいう。</p> <p>（3）公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。 ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「<u>県第1種施設</u>」という。） イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「<u>県第2種施設</u>」という。）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。</p> <p>（2）公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）をいう。</p> <p>（3）公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。 ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「<u>第1種施設</u>」という。） イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「<u>第2種施設</u>」という。）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>（6）<u>禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域（以下「<u>喫煙禁止区域</u>」という。）とすることをいう。</u></p> <p>（7）<u>分煙 第2種施設における公共的空間を、</u></p>

改 正	現 行
<p>(削除)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(指定たばこ専用喫煙室の規制)</p> <p>第8条 県第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。）を設置してはならない。</p> <p>2 県第2種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室を設置した場合においては、喫煙禁止区域（公共的空間のうち、法及びこの条例の規定により喫煙することができない区域をいう。以下同じ。）の面積の合計を、当該県第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)</p>	<p>規則で定めるところにより、喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）と喫煙禁止区域とに分割することをいう。</p> <p>(8) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第8条 何人も、喫煙禁止区域（次条第1項又は第2項の規定による措置により設けられたものに限る。以下同じ。）内においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>(公共的施設における措置)</p> <p>第9条 第1種施設の施設管理者は、その管理する第1種施設について、禁煙の措置を講じなければならない。</p> <p>2 第2種施設の施設管理者は、その管理する第2種施設について、禁煙又は分煙の措置を講じなければならない。</p> <p>3 第2種施設の施設管理者は、前項の規定により分煙の措置を講じた場合においては、喫煙禁止区域の面積の合計を、当該第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。</p> <p>(喫煙所)</p> <p>第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる。</p> <p>(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)</p>

改正	現行
<p>第9条 施設管理者は、<u>喫煙区域（指定たばこ専用喫煙室、喫煙専用室、法第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室又は改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。以下同じ。）</u>を設けたときは、<u>当該喫煙区域から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。</u>その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(二十歳未満の者又は未成年者の立入りの制限)</p> <p>第10条 施設管理者は、その管理する喫煙区域に、<u>二十歳未満の者を立ち入らせてはならない。</u></p> <p>2 保護者は、喫煙区域に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(表示等)</p> <p>第11条 施設管理者は、<u>公共的施設について禁煙（公共的施設の全部（喫煙関連研究場所及び法第40条第1項各号に掲げる場所を除く。以下この項において同じ。）を喫煙することができない区域とすることをいう。）</u>の措置を講じたときは、<u>規則で定めるところにより、当該公共的施設の入りに、当該公共的施設の全部が喫煙禁止区域であ</u></p>	<p>第11条 施設管理者は、<u>第9条第2項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所を設けたときは、当該分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。</u>その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。</p> <p><u>(喫煙器具又は設備の設置の禁止)</u></p> <p>第12条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域に<u>吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。</u></p> <p>(未成年者の立入りの制限)</p> <p>第13条 施設管理者は、その管理する喫煙区域<u>(第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。)</u>及び喫煙所<u>(第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。)</u>に、<u>未成年者を立ち入らせてはならない。</u></p> <p>2 保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、適用しない。</u></p> <p><u>(喫煙の中止の求め)</u></p> <p>第14条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において<u>現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めなければならない。</u></p> <p>(表示等)</p> <p>第15条 施設管理者は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める表示をしなければならない。</u></p>

改 正	現 行
<p><u>る旨の表示をしなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、<u>受動喫煙を防止するために講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第12条 (略)</u> (指導及び勧告)</p> <p><u>第13条 知事は、施設管理者が第8条第1項、第9条(法第34条第1項又は法第36条第1項による勧告をする場合を除く。)、第10条第1項(業務に従事する者が立ち入る場合を除く。)</u>又は第11条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。</p> <p><u>第14条 (略)</u></p>	<p><u>(1) 第1種施設及び禁煙の措置を講じた第2種施設 当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設における公共的空間の全部が喫煙禁止区域である旨</u></p> <p><u>(2) 分煙の措置を講じた第2種施設 当該第2種施設の入りに、当該第2種施設における公共的空間の一部が喫煙禁止区域である旨</u></p> <p><u>(3) 喫煙区域 当該喫煙区域の入りに、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨</u></p> <p><u>(4) 喫煙所 当該喫煙所の入りに、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨</u></p> <p><u>(5) 第20条第1項第1号の規定による認定を受けた第2種施設 当該第2種施設の入りに、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨</u></p> <p><u>(6) 第20条第1項第2号の規定による認定を受けた第1種施設 当該第1種施設の入りに、たばこ又は喫煙具の販売を目的とする喫煙が許されている旨及び未成年者の立入りを禁止する旨</u></p> <p>2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、<u>第9条第1項又は第2項の規定により講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第16条 (略)</u> (指導及び勧告)</p> <p><u>第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項(第20条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>又は第15条第1項(第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。</p> <p><u>第18条 (略)</u></p>

改 正	現 行
<p>(命令)</p> <p>第15条 知事は、<u>第13条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(特例第2種施設)</p> <p>第16条 県第2種施設のうち次に掲げる施設の施設管理者は、<u>第9条の規定にかかわらず、法に規定する措置を講ずること</u>で足りるものとする。ただし、<u>当該措置を講じない場合は、当該措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第28条第7号に規定する喫煙目的施設</u></p>	<p>(命令)</p> <p>第19条 知事は、<u>第17条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(知事が認定する公共的施設)</u></p> <p>第20条 <u>次の各号のいずれかに該当する施設として知事が認めるものについては、第9条及び第11条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設であって、当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがないもの</u></p> <p>(2) <u>専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であって、当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの</u></p> <p>2 <u>前項の規定による認定を受けようとする公共的施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第13条の規定は、第1項の規定による認定を受けた公共的施設について準用する。この場合において、同条第1項中「喫煙区域（第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。）及び喫煙所（第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。）」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と、同条第2項中「喫煙区域及び喫煙所」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例第2種施設)</p> <p>第21条 第2種施設のうち次に掲げる施設（次項において「特例第2種施設」という。）の施設管理者は、<u>第9条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条並びに第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、これらの措置を講じない場合は、これらの措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p>(5) <u>改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設（第2号に掲げる施設を除く。）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(2) <u>第15条の規定による命令に違反した者</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>2 <u>第15条第2項、第16条から前条まで及び第24条の規定は、特例第2種施設については、適用しない。</u></p> <p><u>(特定施設の特例)</u></p> <p>第22条 <u>健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第4号に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）にあつては、第8条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>特定施設に係る第9条第1項、第11条及び第15条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「禁煙の」を「公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）」と、第15条第1項第1号中「公共的空間」を「公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）」とする。</u></p> <p>第23条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(2) <u>第19条の規定による命令に違反した者</u></p> <p>2 <u>第8条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者は、2万円以下の過料に処する。</u></p>